Sweet gym　会員規約

第1条　《名称》

本ジムの名称　：　「Sweet gym（スィートジム：以下「本ジム」といいます。）」

第2条　《所在地》

本ジムの所在地　：　長野県長野市南千歳2丁目12-3三橋ビル3階302

第3条　《運営、管理》

本ジムの運営及び管理者　：　小川　博史

第4条　《目的》

１　本ジムは、年齢・性別・運動経験を問わず、誰でも参加できる格闘技フィットネスジムです。本ジムは、心身の健康維持・増進を目指すフィットネスライフと、格闘技の振興及び会員相互の親睦を図ること目的とします。

2　本ジムは、プロ格闘技選手を志望する方には適しません。但し、アマチュアの試合出場のためのトレーニングを希望される方は、ご相談ください。

第5条　《営業時間》

1　本ジムの営業時間は管理者が別途定めて案内により告知します。

2　イベント、貸切営業、その他必要と認める場合、管理者は、事前の予告なく営業時間を変更することがあります。

第6条　《会員制度》

１　本ジムは、会員制とします。

２　会員とは、本会員規約を承認のうえ所定の入会手続き及び料金の納入を終了し、管理者が本施設及びクラスレッスンの利用を承認した方をいいます。

３　会員は、本会員規約を遵守し、本ジム施設を利用する際は、本ジムの管理者及び従業員の指示に従うこととします。

４　会員が本ジムを利用する際は、会員番号（会員本人であることを確認するための情報）の提示を求める場合があります。

５　会員種類の改廃、利用条件、施設運営システムの変更については、第24条のとおりです。

第7条　《会員の種類》

１　会員の種類

①　月会費会員

：月額会費制で施設及びクラスレッスンを回数制限無く利用できます。但しクラスレッスンは予約が必要です。

②　キッズ会員 ：キックボクシングまたは柔道いずれかのコースを選択し、以下、前号に同じ。

③　都度払い会員　：施設利用またはクラスレッスンを1回利用するごとに、利用料を支払っていただきます。

２　都度払い会員は、随時、月会費会員に変更することができます。また、月会費会員は、入会から３か月経過後に都度払い会員に変更することができます。

３　会員は、パーソナルトレーニング他のプログラムを受講することができます。また、会員の希望により当該会員のトレーニング風景を動画撮影し、本人限定の動画配信サービスを受けることができます（ともに料金別途）。

第８条　《入会資格》

１　本ジムの入会資格者は、次の各号全てに適合する方に限ります。

①　13歳以上で、本ジムの目的に賛同し本会員規約及び諸規則を遵守できる方。但し、キッズ会員は4歳以上13歳未満に限ります。

②　未成年の入会は、入会申込書に保護者の署名が必要です。この場合、保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

③　管理者の求めに応じて、施設の利用に堪えうる健康状態であること、または医師から運動を禁止されていないことを、別に定める手続きにより申告できる方。

④　自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる組織の構成員（以下総称して「反社会的勢力」と言います。）でないこと、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にないこと、及び将来にわたりこれらに該当しないことを自ら保証できる方。

⑤　本ジムの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。

⑥　過去に本ジムまたは会員制スポーツクラブ等で除名もしくは利用禁止処分(これらに該当する行為を行った結果、自ら退会した場合含む。以下、「除名処分等」と言う。)になったことがない方。但し、以前の除名処分等の原因を考慮して再入会を認める場合があります。

２　前項の他、管理者が入会に不適当と判断した方は、入会を承認しないことができるものとします。

第９条　《入会手続き》

１　本ジムに入会しようとする方は､ 本会員規約を承認のうえ所定の入会申込書を提出して、必要な会費を納めることにより会員となります。なお、会員には固有の会員番号を付与します。

２　本ジムに入会しようとする方は、入会申込書に、氏名､生年月日、血液型、性別､職業または学年、現住所、連絡先電話番号、メールアドレス、緊急連絡先、及び会費決済に必要な情報を提出するものとします｡

３　第8条第1項第6号但し書きにより、除名処分等を受けた方が再入会する場合は、入会金、月会費及び諸費用の割引やキャンペーン料金が適用されない場合があります｡また､月会費、諸費用の支払方法を管理者が指定する場合があります｡

第10条　《告知義務》

１　会員は、入会手続きの際に本ジムに提出した情報が正確であることを保証します。なお、管理者は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じた損害について、一切責任を負いません。

２　会員は、本ジムが必要と認めた場合、医師の診断書、健康証明書等を提出または身分証明書等の本人確認情報を提示するものとします。

３　会員は、入会手続きの際に本ジムに提出した情報、その他本ジムに提出した情報に変更があったときは、速やかに変更手続きを行わなければなりません。

第11条　《入会金、月会費及び諸費用》

１　会員は、入会に際し、別途定める入会金及び2ヶ月分の月会費（都度払い会員を除く）を所定の方法、期日に従って納入しなければなりません｡

２　会員は、別途定める会員種別毎の月会費、諸費用を所定の方法、期日に従って納入しなければなりません｡

３　一旦納入された入会金、月会費及び諸費用は、法令の規定による場合を除き、原則として返還しません。

４　入会金、月会費及び諸費用に係る消費税は会員の負担とします｡なお、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合､ 適用日以降の利用に該当する入会金、月会費及び諸費用の前払金に係る消費税の差額が生じるときは会員が負担するものとします｡

５　会員は、退会の理由及び利用回数にかかわらず、本ジム所定の退会手続きが完了する退会月までの月会費を納入しなければなりません。

６　管理者は、本ジムの運営上必要と判断した場合または社会、経済情勢の変動に応じて、入会金、月会費及び諸費用の金額を変更することができます。この場合、金額を変更する月の前々月の10日までに、第25条第２項に規定する方法により会員に告知します。

７　月会費及び諸費用を滞納した場合､ 原則として施設のご利用をお断りします｡施設利用の再開は、未払金全額をお支払い頂く必要があります。

第12条　《納入方法》

１　前条１項に定める所定の方法は、①現金、②電子マネー、③クレジットカード払いによるものとします。

２　前条2項に定める所定の方法は、月会費会員及びキッズ会員の場合、①クレジットカード払いまたは②口座振替によるものとし、都度払い会員の場合は、①現金、②電子マネー、③クレジットカード払いとします。

３　口座振替の引き落とし日は毎月27日とし、クレジットカード払いの場合は、利用するクレジットカード管理者の規約に準じるものとします。）

４　会員は、管理者が提携する料金収納代行管理者が、入会金、月会費及び諸費用に関する口座引落し業務及びクレジットカード課金業務を行うことに同意します。

第13条　《会員資格の譲渡及び名義変更》

会員は、如何なる場合も､その資格を他に譲渡、名義変更、相続、貸与または担保提供することはできません｡

第14条　《会員資格の喪失》

次の各号のいずれかに該当する場合、会員は、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利も喪失します。また、会員が次の①から④号のいずれかに該当する場合、その会員は管理者に負う債務につき期限の利益を失うものとします。

①　第８条に定める入会資格に適合しなくなったとき

②　会員が第15条により除名されたとき

③　会員が第16条に規定する退会手続きを行い退会したとき

④　会員が死亡したとき

⑤　第22条により本ジムを閉鎖したとき

第15条　《会員除名》

１　会員が次の各号のいずれかに該当する場合、管理者は、事前に会員に催告することなく、会員を除名または一定期間の利用禁止とすることができます。また、この場合、その会員は管理者に負う債務につき期限の利益を失うものとします。

①　入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき

②　本ジムの会員規約、その他諸規則に違反したとき

③　本ジムの名誉または信用を傷つけたり、秩序を乱す行為をしたとき

④　本施設の設備等を故意に損壊したとき

⑤　月会費その他諸支払いを３か月分滞納したとき

⑥　入会後に入会資格条件に適合しない事由が判明したとき

⑦　他の会員に対する迷惑行為､ 本ジムの運営に支障を与えるような行為をしたとき

⑧　第27条各号の禁止行為を行ったとき

⑨　会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき

⑩　施設利用に際して、不当かつ不合理な要求等により管理者及び本ジム従業員を著しく困惑させたとき

⑪　管理者が本ジム会員としてふさわしくないと判断したとき

２　上記の理由により除名された場合、会員は管理者に対し損害賠償の請求を行うことはできません。なお、会費の返金及び納入に関しては、第10条3項及び5項の規定のとおりとします。

第16条　《退会》

１　会員（都度払い会員を除く。次項において同じ。）が退会を希望する場合は、必ず会員本人または保護者が退会希望月の前月の10日まで(休業日の場合は前営業日)に所定の退会手続きを完了してください。なお、10日を過ぎた場合は、翌々月末日の退会となり､会員は、翌々月までの月会費を全額支払わなければなりません｡

２　保護者以外の代理人が前項の手続きをするときは、本人または保護者の委任状が必要です。

３　退会月の会費は､ 退会希望日が月の途中であっても､ これを全額支払わなければなりません｡

４　本条1項の所定の手続きを行う時点で月会費や諸費用の滞納がある場合は、退会手続きを行うことはできません。

５　第15条1項5号により除名処分となっても、滞納分の支払い義務は消滅しません。

６　会員は、入会時に適用を受けたキャンペーン等の規定に従い、契約割引の差額精算金（会員が入会時に同意した継続期間の途中で退会する際に支払う割引額）を支払わなければなりません。

７　都度払い会員は最終利用日から２か月経過すると自動的に退会となります（その後、本ジムを再度利用する際は、あらたに入会金が必要になります。）。但し、病気療養、出産、または長期出張などやむを得ない理由があると管理者が認めるときは、次条第1項の手続きにより、一定期間、自動退会を停止することができます。

第17条　《休会》

１　会員（都度払い会員を除く。以下、本条において同じ。）が休会を希望する場合は、必ず会員本人または保護者が休会希望月の前月末日まで(休業日の場合は前営業日)に所定の休会手続きを完了してください。翌月から休会することができ、休会期間中は月会費が発生しません。なお、休会手続きが休会希望前月の月末日を過ぎた場合､ 翌々月以降の休会となり､ 会員は、休会月までの月会費を支払わなければなりません｡

２　保護者以外の代理人が前項の手続きをするときは、本人または保護者の委任状が必要です。

３　第1項の手続きを行うとき、復会月の月会費をあらかじめ支払うこととします。

４　第1項の手続きを行おうとする時点で月会費や諸費用の滞納がある場合は、休会手続きを行うことはできません。なお、休会期間中の月会費及び諸費用を会員がすでに支払い済みの場合は、復会後の月会費及び諸費用にこれを充当します。

第18条　《健康管理》

１　会員及び体験者は、各自の責任において健康管理を行うものとします。

２　会員及び体験者は、医師に運動を控えるように指示された場合または施設及びサービスの利用にあたり治療中の疾病もしくは疾患の疑いが生じた場合には、速やかに本ジムへ申告するものとし、以降の施設及びサービスの利用について本ジム従業員の指示に従うものとします。

第19条　《損害賠償責任の免責》

会員及び体験者が本ジムの施設の利用に関して、会員及び体験者自身が受けた損害または所持品の滅失、毀損、盗難について、本ジム従業員に故意または重大な過失がある場合を除き、本ジムは当該損害等に対する責任を一切負いません。また、会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、本ジム従業員に故意または重大な過失がある場合を除き、本ジムはそれらに一切関与せず、責任を一切負いません。

第20条　《会員の損害賠償責任》

会員及び体験者が本ジムの施設の利用中、会員及び体験者の責に帰すべき事由により、本ジムまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員及び体験者が当該損害に関する責を負うものとします。

第21条　《休業日》

１　本ジムの休業日は、第25条第2項に定める方法にて会員に告知します。

２　管理者は、次の各号に該当する場合、本ジム施設の全部または一部を休業することができるものとします。

①　天災地変、気象災害、警報、注意報、近隣の事故またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき

②　戦争、テロがあったときまたはその恐れがあり、安全に営業を行うことができないと管理者が判断したとき

③　著しい社会、経済情勢の変化があったとき

④　施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき

⑤　その他管理者が必要と認めたときまたは営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

⑥　本ジム所属選手が試合に出場するときまたは本ジム関係者がイベント開催に関わるとき

⑦　ゴールデンウィーク、夏季及び年末年始の休業、その他本ジムが休業を必要と認めるとき

第22条　《閉鎖及び運営の廃止》

１　管理者は、次の各号により本ジム施設の運営が不可能または著しく困難になった場合、本ジム施設の一部または全部を閉鎖及び運営を廃止することがあり、 同時に全ての会員との契約を解除することができます。なお、この場合、閉鎖や運営の廃止がなされた月の翌月以降の月会費、諸費用は返還します。但し、この他一切の損害賠償責任を負いません。

①　天災地変、気象災害、警報、注意報、近隣の事故またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき

②　戦争、テロがあったときまたはその恐れがあり、安全に営業を行うことができないと管理者が判断したとき

③　著しい社会、経済情勢の変化があったとき

④　施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき

⑤　その他管理者が必要と認めたときまたは営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

２　管理者は、本ジム施設の一部または全部を閉鎖及び運営を廃止をあらかじめ予定している場合には、特段の事情のない限り、本ジム施設の全部を閉鎖する旨は2ヶ月前までに、その他の場合には1ヶ月前までに、会員に対して第25条に定める方法にて告知します。但し、会員はこれに対して異議申立をすることはできません。

第23条　《細則・案内等》

本会員規約に定めのない事項については、細則及び案内に定めます｡

第24条　《規約の改定》

管理者は、本会員規約、細則及び案内を必要に応じ改定することができることとします。なお、これらの改定を実施するときは、管理者は1ヶ月前までに第25条第2項に定める方法で告知し、改定日以降は全会員に適用されるものとします。

第25条　《通知方法・告知方法》

１　本ジムから個別会員へ通知する場合は、会員が提出しているメールアドレス宛のメール送信または現在住所への郵便により行います。なお、会員が第10条第3項の変更手続きを怠る等、会員の責めに帰すべき事由により本ジムからの通知が遅延または不達となったとしても、通常到着すべきときに会員に到着したものと看做します。

２　本ジムから全会員に告知する事項がある場合は、本ジム施設内及びホームページの掲示または本ジム公式LINE、メール等によって行います。

第26条　《個人情報》

１　管理者は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し､本プライバシーポリシーを遵守するとともに、会員の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします｡ なお、プライバシーポリシーは、本ジムのホームページに掲示します｡

２　当該会員の了承の下、トレーニング風景の動画または写真を本ジムの広報活動に使用することがあります。

第27条　《禁止事項》

本ジム施設内において、会員及び体験者による次の各号に該当する行為を禁止します。なお、禁止行為を本ジム従業員が確認した場合は、当該会員に対し本ジムへの入場を禁止し、または退場を命じることができます。

①　酒気を帯びての入場、トレーニング

②　伝染病等に罹患している状態での入場、トレーニング

③　本ジム施設内にて許可なく他の方を撮影すること、または他の方の許可なく他の方が写った写真もしくは動画をSNSにアップロードすること

④　許可なく本ジム施設内において、物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること

⑤　動物を施設内に持ち込むこと

⑥　刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと

⑦　施設内で喫煙すること(電子タバコ、無煙タバコを含む)

⑧　管理者所定の場所以外での排泄行為、携帯電話の使用

⑨　本ジム施設、器具、備品、その他管理者が管理する物品の損壊や持ち出し、落書きや造作をすること

⑩　他の方や本ジム従業員、本ジム、管理者を誹謗中傷したり、名誉を毀損したり、侮辱したりすること

⑪　他の方や本ジム従業員をトレーニングの範疇を超えて殴打したり、蹴り上げたり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為

⑫　他の方や本ジム従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為

⑬　他の方や本ジム従業員に対する暴言、恫喝、睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする、大声、奇声を発する等の威嚇行為

⑭　物を叩く、投げる、壊す等、他の方や本ジム従業員が恐怖を感じる危険行為

⑮　痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為

⑯　正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本ジム従業員を拘束する等の迷惑行為

⑰　他人の施設利用を妨げる行為

⑱　利用時間、入館時間を守らず入館、利用、退館拒否する行為

⑲　入会並びに入館に際し虚偽の申告をすること

⑳　支払うべき月会費、諸費用を支払うことなく不正に本ジム施設、サービスを利用する行為

㉑　高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み

㉒　その他本条各号に準じる行為

第28条　《準拠法》

本会員規約は日本国法を準拠法とし、日本国の法令に基づいて解釈されるものとします。

第29条　《合意管轄》

本ジムに関する管理者と会員との間の紛争については、長野地方裁判所本庁を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条　《附則》

本会員規約は2021年10月　1日より施行します。